

課外活動ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対応）

（課外活動の条件）

- ① 本学の課外活動ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対応）を順守する。
- ② 各種競技団体等や一般社団法人大学スポーツ協会（新型コロナウイルス感染症対策としての UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン）が示すガイドラインを順守する。

以上2点を踏まえ、活動に必要な申請を行う。

なお、活動は原則として大学（クラブ顧問連絡会／サークル活動協議会）の管理下で行い、大学および学生双方でガイドラインが順守されているかを随時把握、確認する。

- クラブ顧問連絡会：大学学生部長およびクラブ顧問教員により構成
- サークル活動協議会：大学学生部長、坂戸教務学生部長、学生生活課長により構成

I 感染対策

1. 以下に該当する場合は活動への参加を禁止する。
 - (1) 「大学（保健センター等）からの指示」により、登校停止（もしくは自宅待機）の指示を受けている。
 - (2) 活動当日に息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、発熱（37.5 度以上）などの症状がある。または同居している人に同様の症状がある。
2. 活動にあたっては以下の基本事項を順守すること。
 - (1) 原則としてマスクを着用する（楽器の練習などを除く）。
 - (2) 適宜、消毒液などで手指の消毒を行う。
 - (3) 「密閉」をしない：室内活動の場合、窓と扉を開放するなど室内の換気をする。
最低でも 30 分に 1 回以上、数分程度、窓と扉を全開する。
 - (4) 「密集」をしない：他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（2m 以上）を取る。
座席では隣の人との間隔をあけ、真向いには座らない。
 - (5) 「密接」をしない：対面での活動の場合は適切な距離を保ち、マスクを着用する。
大声での会話はしない。
 - (6) 「健康観察表」を使用し、体調の変化を確認する。少しでも体調に異変があった場合は速やかに活動を中断する。
 - (7) 活動終了後、共有している用具や多数の人の手が触れる場所（机、ロッカー、ドアノブ、手すり、スイッチ等）を適宜消毒する（施設備え付けの消毒用品、または学生生活課貸出の消毒用品セットを使用）。また、飲料水等のボトルやタオルは共有しない。

- 活動後、団体内参加者（監督・顧問含む）の感染が確認された場合は、一定期間活動を停止する。
活動再開時期については、クラブ顧問連絡会／サークル活動協議会と保健センターとの協議により、決定する。
- 会食や合宿等を伴う活動は当面の間禁止とする（本学内への外来者の入構も禁止する）。

II 施設利用

利用可能施設は以下の通りとする。学内施設については、公認クラブが優先利用する。

施設名	利用条件
クラブハウス	公認クラブのみ利用可
11号館（練習室・集会室） 練習室 1・2・3・4 集会室 1-1・1-2・1-3・2-1・2-2	楽器の演奏及び歌唱を伴う活動の場合、 換気中は音を出さない ※練習室 3 は軽音楽部専用
アリーナ、小体育室、 トレーニングルーム、更衣室	ドアや窓は換気のため常に開ける
キャンパス内テニスコート	
香友会館	香友会館で予約
教室	教務課の教室台帳で予約
外部施設	本学生のみでの利用に限る （施設の感染対策指針を順守すること） ※他大学との共同活動は、別途活動許可が必要 （参照：IV 活動の手続き）

III 活動時間

原則（月～金）9時から21時、（土）9時から17時とし、日・休祝日の活動は認めない（別途『クラブ顧問連絡会』『サークル活動協議会』にて許可された学外の試合や大会出場、イベント参加等は除く）。

IV 活動の手続き

- 「課外活動計画書」を学生生活課へ提出する。
- 『クラブ顧問連絡会』『サークル活動協議会』にて、「課外活動ガイドライン（新型コロナウイルス感染症対応）」を踏まえた各団体の感染対策が十分であると判断された活動に限り許可する（感染対策が不十分と判断されたときは、活動を許可しない場合がある）。
- 活動希望日の7～14日前までに活動毎の「活動届」「活動部員名簿」を提出する。学外での活動（外部施設の利用や他大学との共同活動など）については、「学外活動届」「活動部員名簿」「緊急連絡

網」を提出する。提出する際は以下の項目を確認すること。

- ① 「課外活動計画書」の内容の範囲内であり、ガイドラインで示している感染対策を踏まえた活動内容である。
 - ② 学生生活課への提出は学生の代表者が行う。
 - ③ （公認クラブのみ）顧問教員の承認を得ている。
- (4) 他大学との共同活動は、別途『クラブ顧問連絡会』『サークル活動協議会』において、提出された「課外活動計画書」をもとに活動の許可を検討する。

*** 注意事項 ***

- 活動参加には各人の参加意思を確認すること（参加の強制をしない、参加しない人への不当な扱いは絶対にしない）。
- 活動内容に変更が生じた場合は、事前に学生生活課へ報告すること。
- 課外活動計画書の内容を超えた活動やガイドラインに反する活動、感染対策がされていない活動が確認された場合は、無期限の活動停止とする。
- インターネット上での活動は事前申請不要。ただし、インターネットは公の場であることを忘れないこと。
- ガイドラインは団体内で共有をし、参加者全員が感染対策に努めること。
- 今後の新型コロナウイルス感染症等の感染状況により、活動の制限を追加する場合がある。

2020 年 10 月 21 日

2021 年 3 月 20 日改訂

2022 年 12 月 5 日改訂

（旧：課外活動再開ガイドライン）